

広島県労働委員会訓令第一号

本 序

広島県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

広島県労働委員会会長 二 國 則 昭

広島県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令

広島県労働委員会公印規程（平成十七年広島県労働委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	種類	印刻文字	寸法（ミリメートル）		種類	印刻文字	寸法（ミリメートル）
1—3	（略）	（略）	（略）	1—3	（略）	（略）	（略）
				<u>4</u>	<u>課長印</u>	<u>広島県労働委員会事務局課長</u>	<u>方23</u>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。